

贈与税がかからない・・・？

贈与税がかからないケースはいろいろあります。
一度確認してみましょう

法人からの贈与により取得した財産

贈与税でなく所得税がかかります

夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの生活費、教育費

名目は生活費であっても株式や不動産購入に使用したときは贈与税がかかります

個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどの金品

社会通念上相当と認められるものを大幅に超えるときは贈与税の対象となります

相続が発生した年に被相続人から贈与により取得した財産

原則として相続税の対象となります

結婚、子育て資金の一括贈与

受贈者が20歳以上50歳未満
結婚資金300万円を限度
子育て資金1人 1,000万円が限度
平成27年4月1日～平成31年3月31の期間
金融機関等へ信託
領収書、記録の保存
贈与者の死亡時は残額が相続税対象
受贈者が50歳になった時の残額は贈与税対象

教育資金の一括贈与

子や孫が30歳になるまでに1,500万円が限度
平成25年4月1日～平成31年3月31日の期間
残額は相続税対象

住宅取得資金の贈与

非課税枠が平成31年6月30日まで延長
省エネ住宅の場合
平成27年12月まで上限1,500万円
平成29年9月まで上限1,200万円
平成30年9月まで上限1,000万円
平成31年6月まで上限800万円
上記以外の住宅は非課税枠が異なります。
※ただし消費税率が10%になると上限は大幅に増加します



9月の花「葎(ニラ)」 花言葉 多幸、星への願い

まずは税に関心を持ちましょう